

保険補償制度

レンタル料に含まれる補償制度

当社の車両には、下記の保険補償が付いています。

(レンタル料金に含まれます。)

対人	1名限度額	無制限
対物	1事故限度額	無制限(免責5万円)
車両	1事故限度額	時価 1(免責額5万円、10万円、15万円)

沖縄店については車両免責保障制度により車両免責額〇円

搭乗者傷害死亡 1名につき 1000万円

搭乗者傷害入院 1日につき 15000円

事故発生日から180日を限度とします。

搭乗者傷害通院 1日につき 10000円

事故発生日から180日を限度とします。

搭乗者傷害後遺障害 1名につき 1000万円を限度とします。

免責額とは・・・

対物補償、車両補償の補償金額のうち、お客様のご負担して頂く金額のことです。

1 免責額について

免責額5万円国産車、10万円ベツ等、15万円キャンピング車等

詳しくは各店舗にてご確認ください。

下記のような運転又は状態で事故が発生した場合は全ての補償制度の適用を受けられません。

事故現場から警察への届出を怠った場合(警察の事故証明が取得できない場合)

勝手に相手側と示談した場合

事故現場から営業店への連絡を怠った場合

貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合

契約書記載の運転者及び副運転者以外の方の事故

飲酒運転

薬物運転

無免許運転

定員をオーバーして走行した場合

海岸、湖川敷または林間など車道以外(維持、管理された道路以外)を走行した場合の事故(ジェットスキー、トレーラーを除く)

使用方法が劣悪なため生じた車体などの損害や腐蝕の補修費

各種テスト、競技への使用、または他車のけん引(けん引許可車両を除く)、後押しに使用した場合

お客様の所有、使用、管理する車両などとの事故によるレンタカーの車両損害

営業店内でレンタカーや看板などを破損した場合

操作ミスによる故障

車内装備の損害

タイヤチェーン、スキーキャリアなどによる傷

タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの紛失

当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合

その他保険約款の免責条項に該当する事故

ノンオペレーションチャージ

レンタカー使用中に事故を起こし、車両に損害を与えた場合には、損傷の程度や修理期間に関わらず、営業補償の一部として下記の料金を申し受けます。

営業補償は、事故が起こった場合に適用される保険補償制度の免責額(お客様負担)とは異なります。免責補償制度にご加入いただいている場合でも、ご負担いただきますので、予めご了承下さい。

1. 予定の営業店にレンタカーを返還した場合(自走可能な場合) 3万円

2. 予定の営業店にレンタカーを返還できなかった場合(自走不可能な場合) 5万円

上記2.の場合、別途レッカー代等の車両移送費用(当社指定工場)はお客様のご負担となります。

タイヤのパンク及びバースト、ホイールキャップの紛失、車内装備の損害はお客様のご負担となります。